十九年文部科学省令第三十三号）第十四条第二項及び第三項、大学通信教育設置基準（昭和五十年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第十一条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

第二条　免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数				
	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
		保育の内容に関する科目			
右項の各科目に含めることが必要な事項	領域及び保育内容の指導法（念並びに教員的、制度童及必要と義及びび技術理ウンセ	教育職の教育に関する社会、児支援を程の意方法及児談（カ	教育の幼教育相	教育実習	
	関情報機びにの役割的又は経び生する幼編成の（情報解リング			践	実
	す器及び教育・職務営的事項徒の児、児方法（機器及のに関す			演	職
	る教材のに関内容（（学校と心身童及びカリキび教材理る基礎			習	
	専活用をするチーム地域との発生徒にュラムの活用論的な知				
	門含む。）歴史学校運連携及び達及対する・マネを含む及識を含				
	的　事　及び営への学校安全び学理解ジメン。）びむ。）の				
	項　思想対応をへの対応習のトを含法理論及				
	含む。）を含む。）過程む。）				
専修免許状	一六	一〇	四	五	三八
一種免許状	一六	一〇	四	五	一四
二種免許状	一二	六	四	五	一二

備考

一　領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

二　保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

五十年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

第二条　免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。